

## 山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 市民意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

#### (2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト  
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

#### (3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

### 4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

### 5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課  
担当 武  
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961  
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

# 山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



## ● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

## ● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トゥーンタウンク

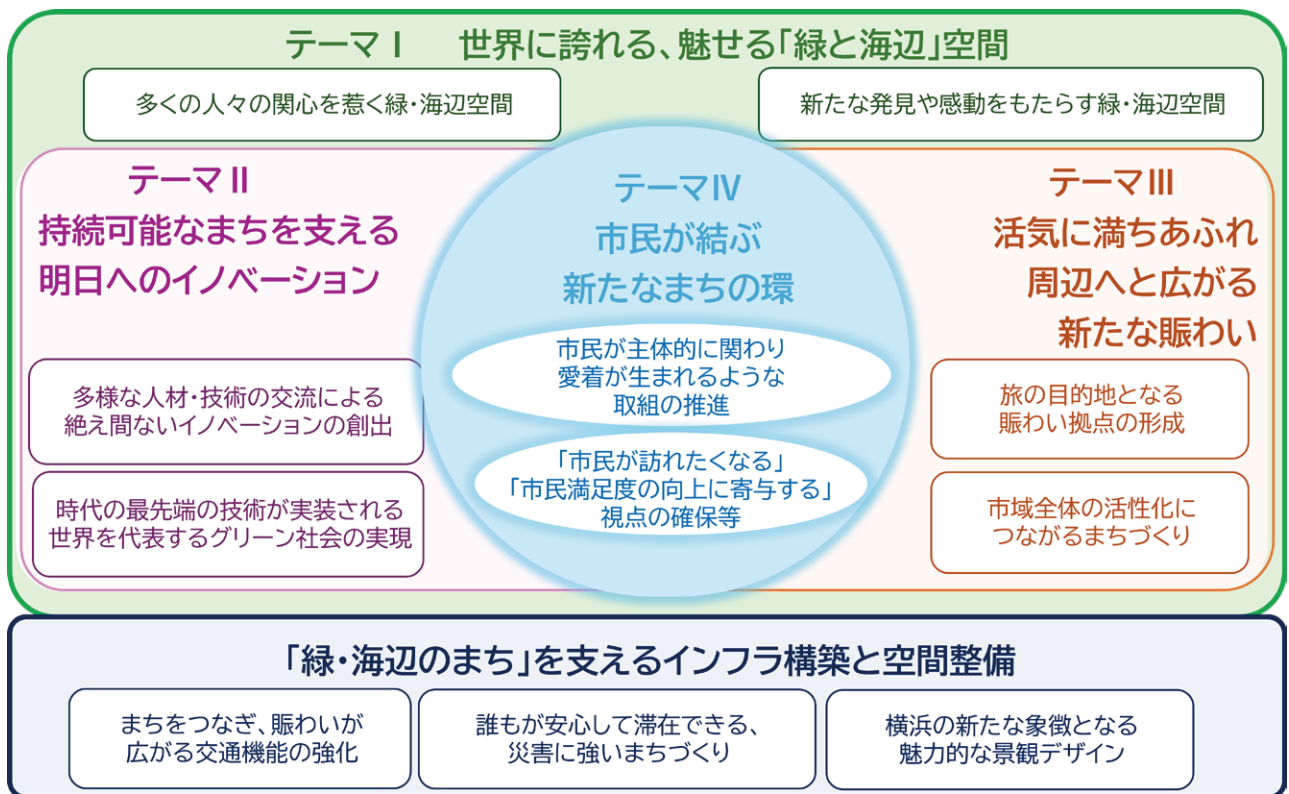
GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



## ● 山下ふ頭の将来像



### 【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

## ● 再開発のコンセプト NEW

# GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

# 事業の方針

## テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

### 取組方針1

#### 多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

### 取組方針2

#### 新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

## テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

### 取組方針1

#### 多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

### 取組方針2

#### 時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

## テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

### 取組方針1

#### 旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

### 取組方針2

#### 市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

## 方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

### 緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

### イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

### 賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

## テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

### 市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に來街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

### 市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

## 「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

### 取組方針1

#### まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

### 取組方針3

#### 横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

### 取組方針2

#### 誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

### 交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から來街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

### 安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

### 景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

### エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

### 環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボン達成する。

### 教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。



## 山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

## 立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)  
～5月31日(日)

## ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

### ①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

### ②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

## 提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

3112

差出有効期間  
令和8年5月  
31日まで  
(切手不要)

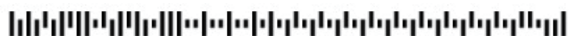
2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町  
6丁目50番地の10  
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】  横浜市 区  
 横浜市外
- 【年 代】  ~10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  
 50歳代  60歳代  
 70歳代  80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局  
山下ふ頭再開発調整課  
令和8年4月作成  
TEL : 045-671-7314  
FAX : 045-550-4961

## ハザードマップの更新について【周知依頼】

### 1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。

つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所や全世帯への配布を行いますので、ご承知おきください。

なお、各区連会等には当統括本部からご説明に伺いますので、よろしく申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

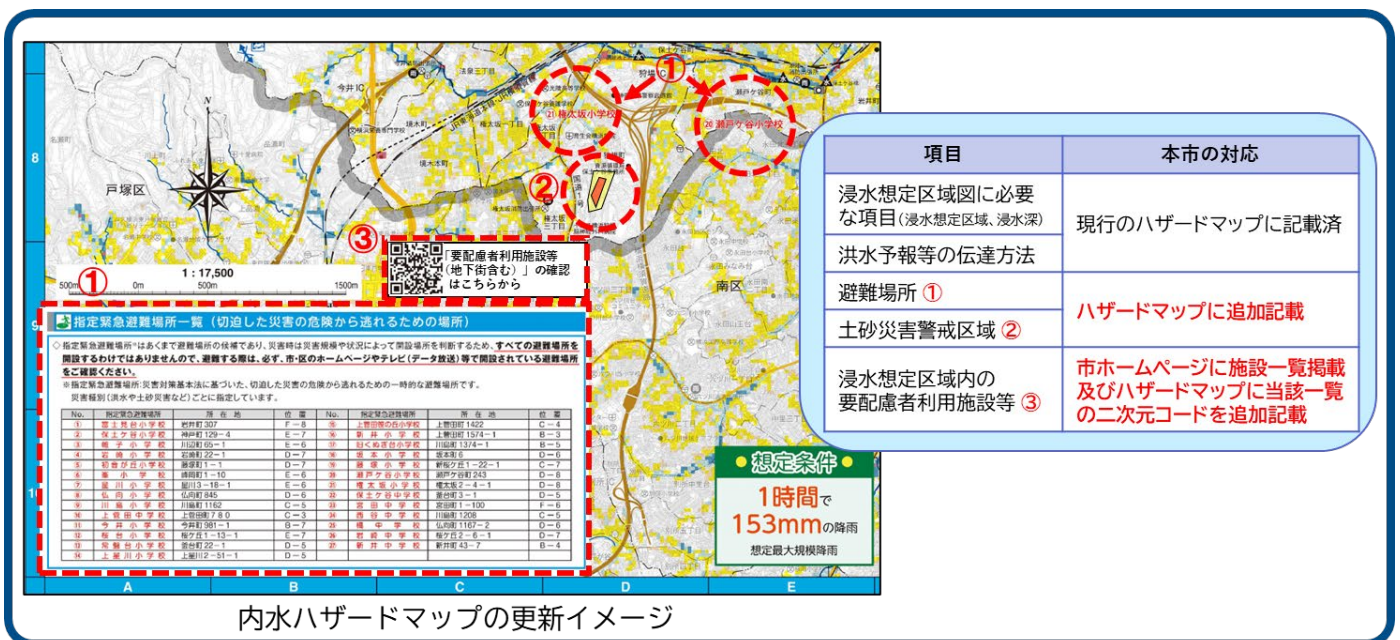
### 3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所で配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

### 4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）



※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

# 令和8年5月29日から、 大雨や台風時の「避難場所」が変わります！

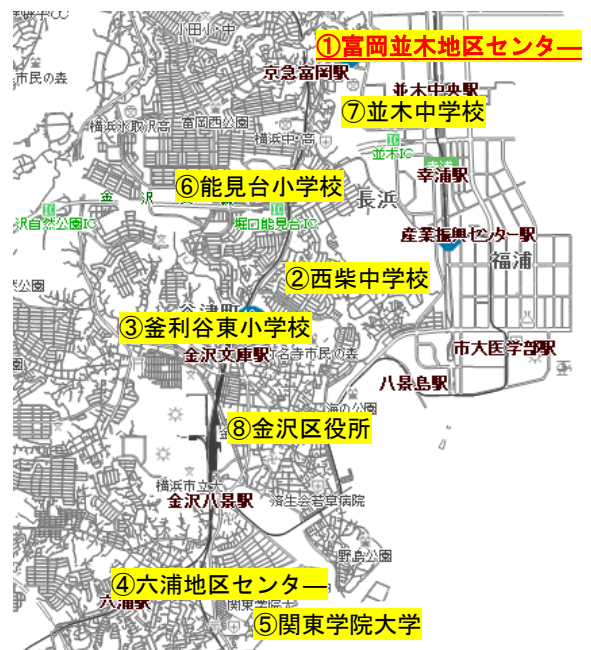
## ★避難場所の変更

新たに内水浸水想定区域に避難指示を発令することに伴い、区北部においては、富岡並木地区センターを初期段階で避難場所として開設することとしました。

一方、六浦地区センターに隣接している大道小学校については、避難場所の配置上の観点から、初期段階では開設しないこととします。

避難場所の開設状況は、気象状況や災害の進展に応じて変更される場合がありますので、最新の情報については、市・区からの避難情報をご確認ください。

旧・避難場所（5月28日まで）		新・避難場所（5月29日から）	
施設名	住所	施設名	住所
①西柴中学校(体育館)	西柴 1-23-1	<b>①富岡並木地区センター</b>	<b>富岡東 4-13-2</b>
②釜利谷東小学校(体育館)	釜利谷東 1-1-1	②西柴中学校(体育館)	西柴 1-23-1
<b>③大道小学校(体育館)</b>	<b>大道 2-3-1</b>	③釜利谷東小学校(体育館)	釜利谷東 1-1-1
④六浦地区センター	六浦 5-20-2	④六浦地区センター	六浦 5-20-2
⑤関東学院大学 ベンネットホール	六浦東 1-50-1	⑤関東学院大学 ベンネットホール	六浦東 1-50-1
レベル5 特別警報が発表により追加開設			
<b>⑥富岡小学校(体育館)</b>	<b>富岡西 7-13-1</b>	⑥能見台小学校(体育館)	能見台 3-32-1
⑦能見台小学校(体育館)	能見台 3-32-1	⑦並木中学校(武道場)	並木 3-4-1
⑧並木中学校(武道場)	並木 3-4-1	⑧金沢区役所	泥亀 2-9-1
⑨金沢区役所	泥亀 2-9-1	<b>【災害状況に応じ開設】 大道小学校</b>	<b>大道 2-3-1</b>



金沢区総務課防災担当：  
045-788-7706

# 【参考】3月区連会資料

市連会3月定例会説明資料  
令和8年3月12日  
総務局緊急対策課

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

### (1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

### (2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

## 3 概要

### (1) 新たな防災気象情報

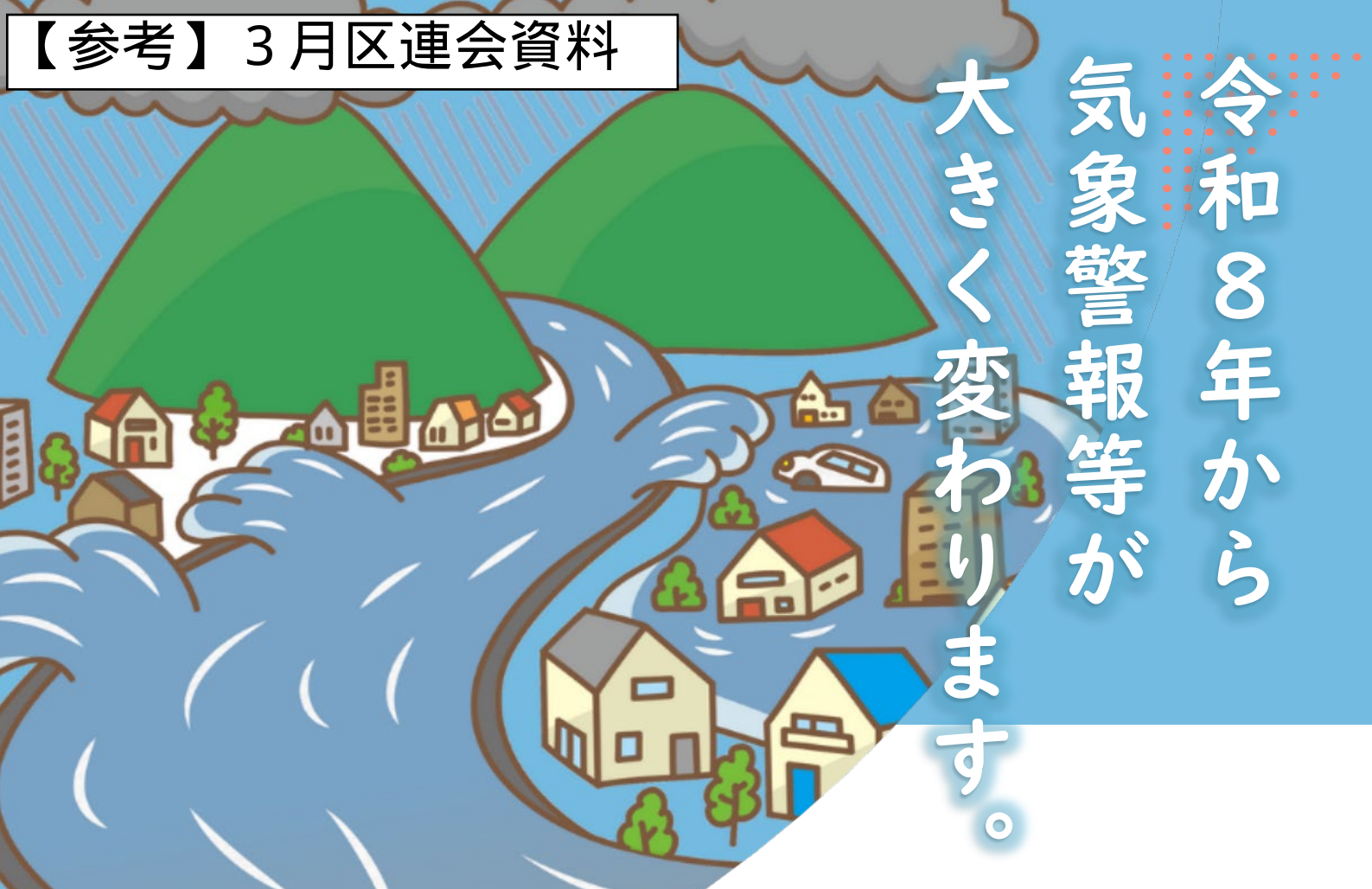
別紙のとおり

### (2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課  
担当 古賀、福原  
電話 045-671-2064  
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp

令和8年から  
気象警報等が  
大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

# 避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、  
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～  
1日前

**レベル1 早期注意情報** ・災害への心構えを一段高める

半日～  
数時間前

**レベル2 注意報** ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
・自らの避難行動を確認

数時間～  
3時間前

**レベル3 警報** ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**  
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～  
0時間前

**レベル4 危険警報** ・**危険な場所から全員避難する**  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害  
発生

**レベル5 特別警報** ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

## 気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していませんでした。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



## 令和8年度 緊急時情報システム

# 訓練予定日のお知らせ

3月のお知らせでは、3月11日を訓練予定日としておりましたが、11月5日に変更いたしました。その他の日程に変更はございません。

災害時等に迅速かつ確実な情報の受伝達を行うための緊急時情報システムについて、令和8年度の一斉伝達訓練を次の日程で行います。

**6月1日(月) 9月1日(火) 11月5日(木) 1月15日(金)**

毎回 **10時**～

実際に集中豪雨等の災害時や緊急時には、本システムを活用して情報の受伝達を行います。

## 操作方法

### ■ 固定電話または携帯電話

- ・電話を受信すると「こちらは金沢区緊急時情報システムです。」から始まる自動音声がかかります。ガイダンスに従って設問の該当する番号をプッシュボタンでお答えください。
- ・電話への応答がない場合はシステムが2回かけ直しを行います。全て受信できなかった場合は以下の電話番号へおかけいただき、ガイダンスに従ってご回答ください。

### ■ Eメール

- ・メール本文に書かれた以下の番号へ電話をおかけいただき、ガイダンスに従ってご回答ください。

電話 050-3159-5802

非通知設定をされている方は上記番号の前に「186」を付けて発信してください。

## 注意事項

### ■ システム（050-3159-5802）へ電話をかける場合

- ・ご自宅の電話または別途番号をご登録いただいた電話からかけてください。（システムが電話番号によりユーザーの識別を行うため）

### ■ Eメールの設定

- ・kz-somu@city.yokohama.lg.jpからのメールを受信拒否対象としないようにご注意ください。

### ■ ボタン操作がうまくできない場合

- ・受信しても回答ができない、ボタンを押しても次のメッセージに進まないなど、操作がうまくできなかった場合は、次の方法をお試しください。

- ① 「まずはじめにシャープを押してください」のメッセージの後に、「\*」を3回押す。
- ② ①でもうまく行かない場合は、「まずはじめにシャープを押してください」のメッセージの後に、「#」ではなく「※」を3回押す。

## 回答率向上に向けてご協力をお願いします。

本訓練は「いざという時」に備えて行っているものですので、着信があった際は可能な限り回答動作（音声確認＋ダイヤルプッシュ動作）をお願いいたします。

<担当>

総務課庶務係 一松、竹澤、齋藤、宮澤

電話 045-788-7706/FAX 045-786-0934

Mail kz-bousai@city.yokohama.lg.jp

## 金沢区緊急時情報システムの登録変更があった場合のお願いについて（ご依頼）

金沢区緊急時情報システムは、大地震の発生時や大型台風などの災害が予想される場合に、電話を用いた自動音声及びアンケート機能により、区役所との情報の受発信を行うシステムであり、平成27年度から金沢区で運用しています。

毎年度、登録内容の確認をお願いしているところですが、令和8年度に会長等の交代により登録者を変更される場合は、新しい登録者情報をご提出くださいますようお願いいたします。

### ○ 緊急時情報システム登録書の提出について

会長等の交代に伴い登録者を変更する場合は、「別紙1：緊急時情報システム登録書」に必要事項をご記入のうえご提出ください（変更がない場合は提出不要です）。

### ○ 緊急時情報システムの訓練予定日について

毎年実施させていただいている訓練の予定日についてお知らせいたします。操作方法等、訓練内容の詳細については、別途連絡させていただきます。

- 令和8年度訓練予定日

6月1日（月）、9月1日（火）、1月15日（金）、~~3月11日（木）~~  
すべて午前10時に実施 **11月5日（木）**

<担当>

担当：金沢区役所総務課防災担当

小菅、竹澤、齋藤、宮澤

電話：045-788-7706／FAX 045-786-0934

Mail：kz-bousai@city.yokohama.lg.jp

## 横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO 協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village 出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

#### ■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ  
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所  
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社  
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

#### ■特別協力パートナー

- ・日本財団

#### ■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

#### ■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

#### ■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



#### 4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つの Village で地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

### 横浜市からの発信（市出展）



### 【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

### 【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

## 5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

## 6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」**、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

## 7 チケットについて

### (1) 販売場所

#### ①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



#### ②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター  
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター  
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

### <紙チケットデザイン>



表面



裏面

### (2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

#### 【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## 地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

### 1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

#### <理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 窓口相談時間変更の概要

#### 【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



#### 【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

#### 【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

担当 金沢区福祉保健課事業企画担当 橋之口・石川

TEL:045-671-7824

## 「ヨコハマ プラ 5.3 計画」の推進に向けた燃やすごみの組成調査及び 啓発の実施報告と今後の進め方について【情報提供】

### 1 趣旨・概要

金沢区ではプラスチック資源の分別協力率の向上を目的とした啓発活動を効果的に推進するため、今回は六浦地区の皆さまのご協力をいただき、ごみの組成調査を実施しました。

本調査は、幅広い年齢層や多様な家族構成の生活形態を把握し、特性に応じた実効性の高い分別啓発を行うための基礎資料とするものです。

今後は、本調査結果をもとに、啓発内容のさらなる充実を図るとともに、六浦地区で得られた知見を区内全域にも展開していくことを見据え、報告いたします。

### 2 調査日

令和 8 年 2 月 3 日（火）、2 月 10 日（火）、2 月 24 日（火）（計 3 日間）

### 3 調査場所

幅広い年齢層や世帯構成のごみ排出実態を把握するため、以下の住宅形態から集積場所を抽出し、調査を実施しました。

○戸建て住宅 ○ファミリー向けマンション ○単身者向け集合住宅

### 4 調査結果（詳細は別紙）

燃やすごみの組成調査の結果、住宅形態ごとに、燃やすごみの中に含まれるプラスチック類の混入状況に特徴が見られました。

○戸建て住宅

- ・プラスチック資源の混入率は全市平均と比べ低い状況。
- ・リサイクル可能な古紙類の分別が十分とは言えない状況。

○ファミリー向けマンション

- ・プラスチック製容器包装の混入率が、戸建て住宅と比べ高い傾向。

○単身者向け集合住宅

- ・プラスチック製容器包装の混入率が他の調査場所と比べ高い傾向。
- ・ペットボトルの混入が多く見られた。

### 5 今後の課題

燃やすごみの削減及びプラスチック資源の分別協力率の向上を目指すには、地域の実情に応じた継続的な啓発が重要であると考えております。

今後は集積場所での掲示物の設置やチラシ配布など、分かりやすく効果的な啓発に取り組み、地域の皆さまと連携しながら、燃やすごみの削減及び資源循環の推進に取り組んでまいります。

資源循環局金沢事務所

電話 045-781-3375/ FAX045-788-0269

メール sj-kanazawaj@city.yokohama.lg.jp

# 「ヨコハマ プラ 5.3 計画」の推進に向けた燃やすごみの組成調査及び 啓発の実施報告と今後の進め方について【事業説明】

燃やすごみの削減及びプラスチック資源の分別協力率向上に向けた啓発活動を行うため、令和8年2月に六浦地区の戸建て住宅、ファミリーマンション、単身向け集合住宅をターゲットに組成調査と啓発を実施しましたので、その結果報告を情報提供します。

## 1 調査日：スケジュール表

2月	日・SUNDAY	月・MONDAY	火・TUESDAY	水・WEDNESDAY	木・THURSDAY	金・FRIDAY	土・SATURDAY	
1	光節	2	左引	3	光節	4	仏滅	
			①組成調査実施日	開封調査	チラシ等作成	チラシ掲出・ポスティング ～2/23まで	チラシ掲出・ポスティング	
8	左引	9	光節	10	仏滅	11	大安	
			②組成調査実施日	連日記念の日 開封調査			14	
15	光節	16	仏滅	17	光節	18	左引	
			←プラスチックランキング等チラシ ポスティング・集積場所貼付け作業 →					21
22	光節	23	左引	24	光節	25	仏滅	
		天皇誕生日	③組成調査実施日 (効果測定)	開封調査	調査結果報告書作成	調査結果報告書作成	28	
							28	

## 2 調査場所：六浦地区

## 3 調査結果：燃やすごみの中に含まれるプラスチックの状況

### ① 戸建て住宅

効果測定は 2/3 と 2/24 の比率

	2月3日(火)	2月10日(火)	2月24日(火)	効果測定
プラ製容器包装	0.85 kg (2.86%)	0.50 kg (1.48%)	1.10 kg (3.44%)	△0.58%
プラ製品	0.02 kg (0.07%)	0.02 kg (0.06%)	0.01 kg (0.03%)	▲0.04%
その他ごみ	28.82 kg (97.10%)	33.18 kg (98.46%)	30.89 kg (96.53%)	▲0.57%
合計	29.68 kg (2.93%)	33.70 kg (1.54%)	32.00 kg (3.47%)	△0.54%

※プラスチック資源の分別率は全市平均より上であるが、リサイクル可能な古紙の分別率が低い



プラ製容器包装 (2/3)



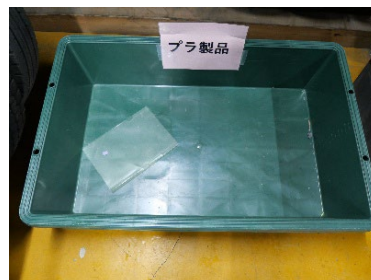
プラ製容器包装 (2/10)



プラ製容器包装 (2/24)



プラ製品 (2/3)



プラ製品 (2/10)



プラ製品 (2/24)

## ② ファミリーマンション

効果測定は 2/3 と 2/24 の比率

	2月3日(火)	2月10日(火)	2月24日(火)	効果測定
プラ製容器包装	3.55kg (11.95%)	1.35 kg (4.35%)	3.40 kg (10.30%)	▲1.65%
プラ製品	0.35 kg (1.18%)	0.15 kg (0.48%)	0.50 kg (1.52%)	△0.34%
その他ごみ	25.80kg (86.87%)	29.50 kg (95.16%)	29.10kg (88.18%)	△1.31%
合計	29.70 kg (13.13%)	31.00 kg (4.84%)	33.00 kg (11.82%)	▲1.31%

※燃やすごみの中に含まれるプラ容器包装の混入率が戸建て住宅に比べ約3倍近く多かった



プラ製容器包装 (2/3)



プラ製容器包装 (2/10)



プラ製容器包装 (2/24)



プラ製品 (2/3)



プラ製品 (2/10)



プラ製品 (2/24)

## ③ 単身者向け集合住宅

効果測定は 2/3 と 2/24 の比率

	2月3日(火)	2月10日(火)	2月24日(火)	効果測定
プラ製容器包装	4.65kg (15.00%)	3.10 kg (9.90%)	2.00 kg (6.06%)	▲8.94%
プラ製品	0.05kg (0.16%)	0.20kg (0.64%)	0.01kg (0.30%)	△0.14%
その他ごみ	26.30kg (84.84%)	28.01kg (89.46%)	30.90kg (93.46%)	△8.80%
合計	31.00kg (15.16%)	31.31kg (10.54%)	33.00kg (6.36%)	▲8.80%

※燃やすごみの中に含まれるプラ容器包装の混入率が約9%削減した (ペットボトルの混入あり)



プラ製容器包装 (2/3)



プラ製容器包装 (2/10)



プラ製容器包装 (2/24)



プラ製品 (2/3)



プラ製品 (2/10)



プラ製品 (2/24)



令和8年4月20日

連合町内会会長 各位

金沢区長 齋藤真美奈

## 令和8年度 地区推進連絡会について

日頃より金沢区政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年度は第5期金沢ささえあいプランのスタート年になります。地域での議論を重ね、身近な地域ごとに地区別計画が策定されました。

地域の活動を支え、地域課題の解決に向けて、区役所・区社協・地域ケアプラザからなる「地域支援チーム」が共に取り組んでまいります。

そこで、地区推進連絡会の開催についての基本的な考え方を示します。

### 1. 令和8年度の地区推進連絡会について

地区推進連絡会は、地区連合町内会、地区社会福祉協議会その他の地域の団体、地域支援チームも参加し、グループワークなど様々な工夫を施し開催されています。

今年度は、地域のお考えに沿って地区推進連絡会を開催いただければと思います。

なお、開催される場合は、年1回は区長が出席させていただけるようお願いいたします。開催日程が重なった場合は随時調整いたします。

「テーマ」と「実施方法」などは、地区の実情にあわせてご検討ください。検討にあたっては、地域支援チームにご相談ください。

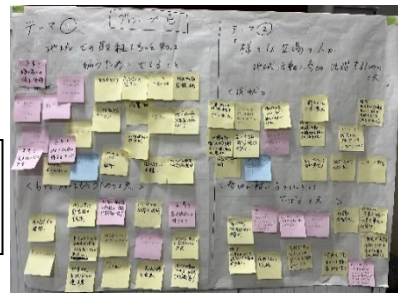
《昨年の開催された地区推進連絡会のテーマを一部ご紹介します》

- ・ 今後5年間でどのような地域を目指していくか（地区別計画策定に向けた話し合い）
- ・ 地区で活動している団体の活動発表と意見交換（グループワーク）
- ・ 災害時のDIG訓練（身近な地域の地図をみんなで囲み、危険な箇所などの話し合い）



話し合いの様子

たくさんの意見が  
でました



### 2. 開催結果の共有方法

地区推進連絡会の結果は、地区連合町内会定例会や地区社会福祉協議会等の場で共有していただくとともに、広報等を作成されている地区では掲載するなどして、地域住民に広く周知をお願いします。また、地区推進連絡会の開催概要は、区役所ウェブページでも情報発信します。

【担当】 金沢区地域振興課地域力推進担当  
富岡、佐藤、佐久間 TEL 788-7809

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m <sup>2</sup> かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出  
必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

#### 5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

#### 6 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 大内（康） 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp
--

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

## ◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。(修繕を除く)

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している(事業者は建設業の許可が必要です。(※2))
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事(機器及び器具の購入のみは含まない) ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

#### 【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

## 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の人個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

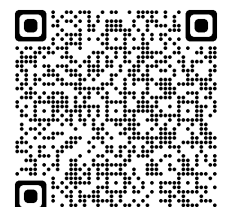
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



# 令和8年度 新任会長研修会開催のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび自治会町内会長に新たに就任された方を対象に、研修会を開催いたします。つきましては、参加をご希望される方は、ご希望の日程をお申し込みください。

## ◆開催日程

日程	5月23日(土)	5月27日(水)
時間	10:00~11:30(予定)	10:00~11:30(予定)
会場	金沢区役所5階1号会議室	金沢区役所5階1号会議室
対象	令和8年度に新たに自治会町内会長に就任される方を優先とします。(会長職経験済みの方も参加可能です) ※各自治会町内会あたり2人以内(会長を含む)。	
備考	応募多数の場合は先着順となります。	

## ◆内容(23日、27日は同内容です)

- 1 金沢警察署からのお知らせ
  - (1) 地域の防犯について
  - (2) 交通安全について
- 2 金沢消防署からのお知らせ  
防災訓練について
- 3 金沢区町内会連合会の役割について
- 4 区役所から
  - (1) 区からの依頼事項について
  - (2) 地域活動推進費・防犯灯維持管理費の補助金・自治会町内会館脱炭素化補助金
  - (3) 町の防災組織活動費補助金、金沢防災えんづくり補助金について
  - (4) 緊急時情報システムについて
  - (5) その他(ご案内)
    - ・個人情報取り扱いについて
    - ・自治会町内会加入チラシについて
    - ・市民活動保険について

## ◆持参物品

筆記用具

## ◆申込方法

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、5月13日(水)までに金沢区役所地域振興課あてにFAX又は郵送、Eメール、横浜市電子申請システム等でお申し込みください。(メールの場合は、本文に必要事項をご記入いただければ結構です)

## ◆問合せ

〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1 金沢区役所地域振興課 黒木・池田  
電話：788-7801 FAX：788-1937 kz-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

【裏面 ファクス用紙】

ファクス 045 (788) 1937

電子申請システム

メール kz-chikatsu@city.yokohama.lg.jp



金沢区役所 地域振興課 黒木・池田あて

## 令和8年度 新任会長研修会 申込書

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ ) に開催される

「令和8年度新任会長研修会」に申し込みます。

【自治会町内会名】

自治会・町内会

ふりがな

【お名前】

【ご住所】

〒236-

横浜市金沢区

【電話番号】

<もう一名の参加者がいる場合は次に氏名のみ記載ください。>

ふりがな

【お名前】

※いただいた個人情報は開催に関するお知らせなど研修会目的以外には使用しません。

## 令和8年度

- ①地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金  
②町の防災組織活動費補助金及び金沢防災えんづくり補助金

## 「申請に関する個別相談と受付」について

標記につきまして、担当職員が窓口で、申請書類の内容を確認し、書類の受付を行います。自治会町内会長様や会計担当の方など申請事務にかかわる方はぜひご参加ください。

## 第1回

日時	5月23日(土) 13:00~16:00
会場	金沢区役所6階 601 窓口
備考	事前申込は不要です。直接窓口にお越しください。

## 第2回

日時	6月6日(土) 9:00~12:00
会場	金沢区役所6階 601 窓口
備考	事前申込は不要です。直接窓口にお越しください。

平日(月曜日~金曜日 8:45~17:00)に窓口で申請書類の提出や事前相談をご希望の場合は・・・

当日の窓口状況により、お待たせする時間が長くなる場合がございます。  
可能な範囲で、事前に来庁日時を担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【①地域活動推進費補助金及び防犯灯維持管理費補助金に関する問合せ】

【「申請に関する個別相談と受付」に関する問合せ】

金沢区地域振興課地域活動係 黒木・庄司・池田・小田

電話：788-7801 FAX：788-1937

【②町の防災組織活動費補助金及び金沢防災えんづくり補助金に関する問合せ】

金沢区総務課防災担当 竹澤・宮澤・齋藤

電話：788-7706 FAX：786-0934

# 令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期間

令和8年5月1日（金）～5月31日（日）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいる

## 重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上、交通反則通告制度（青切符）の周知
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター  
まもる

### ◆◆令和7年中の自転車事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	関連事故 件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,240	42	8,140	1,613	6	1,472
前年	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前年比	-23	2	-181	83	1	42
構成率				22.3%	14.3%	18.1%
神奈川県	21,324	139	24,463	5,477	15	5,176
前年	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前年比	574	30	340	475	2	418
構成率				25.7%	10.8%	21.2%

### 自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



### 全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています

道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

横浜市交通安全対策協議会

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメットの着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

## 警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

## 教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

令和8年4月20日

自治会町内会長 各位

リーフレット「自治会町内会加入のご案内」の申込について（ご依頼）

平素から金沢区町内会連合会の活動に関しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、金沢区町内会連合会事務局では、自治会町内会の加入促進の一助となるよう「金沢区の自治会町内会加入のご案内」というリーフレットを用意しています。このリーフレットは、日本語版のほか、英語版、スペイン語版及びベトナム語版がありますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

リーフレットをご希望の場合は、お手数をおかけして恐縮ですが、下記の金沢区町内会連合会事務局まで電話又は別紙の様式によりFAXでお申込みください。

後日郵送いたします。

◆「金沢区の自治会町内会加入のご案内」の申し込み先（問合せ先）

〒236-0028 金沢区洲崎町1-18

金沢区町内会連合会事務局

電話 780-3432 FAX 349-7035

送信先 FAX 番号 349-7035

「金沢区の自治会町内会加入のご案内」申込票

令和8年 月 日

自治会・町内会名	
ご担当者名	
連絡先	
必要部数	部
	* ( ) 英語版 部
	* ( ) スペイン語版 部
	* ( ) ベトナム語版 部
	*外国語版が必要な場合は○印と部数を記入してください
リーフレットのお届け先	〒236 -

【問合せ先】

〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町 1-18  
金沢区町内会連合会事務局  
電話 780-3432



## 自治会町内会とは

自治会町内会は、地域に居住する方々が、身近な問題を解決したり、地域の方々との結びつきを深めながら、豊かで住みやすいまちづくりを目指して、自主的に運営している民主的な任意団体です。

金沢区でも多くの自治会町内会が組織され、様々な地域活動に参加しています。

金沢区の自治会町内会は、約8割の組織率となっており、横浜市内各区の加入率を比べると、金沢区は上位となっています(令和3年4月1日現在)。さらに多くの皆様にご加入いただき、組織の拡充により、積極的な地域活動を進めていきたいと考えております。

金沢区町内会連合会は、区内14地区の連合町内会の代表者によって組織された団体です。

防犯や防災、福祉、環境問題などについて地域の皆さんの意見を代表として区に意見を述べ、区政の運営に反映させるなど暮らしやすいまちづくりの実現のために日々活動しています。



西柴団地自治会



バス通り清掃

富岡北部町内会



防災拠点設営訓練  
(小田小学校地域防災拠点運営に参加)

## 主な活動紹介

金沢文庫パークタウン自治会



夜間パトロール

金沢地区連合町内会



バーベキュー

## この地域の自治会町内会は

### 金沢区町内会連合会事務局

〒236-0028

金沢区洲崎町1-18 協働オフィス金沢内

電話045-780-3432 FAX045-349-7035

# 金沢区 自治会町内会

## 加入のご案内



金沢区にお住まいの方で、自治会町内会に加入していない方は、地域の方々と交流を深め、住みよい地域づくりのため、自治会町内会に加入しましょう。

## 1 災害から命を守る街づくりに取り組んでいます。

防災訓練、救命講習、水・非常食品の備蓄・管理 ほか

大地震や集中豪雨など大きな災害が起きた時には、個人の力では限りがあります。高齢化が進むと叫ばれている今、避難所までたどり着くのも不安がありますね。そういう時に力になるのが、隣近所や顔の見える関係のある自治会町内会でのお互いの助け合いです。

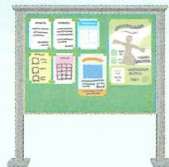


## 2 身近な情報をいち早く提供します。

防犯情報、ごみの収集、健康診断・予防接種、行政からのお知らせ など

振り込め詐欺や悪質な訪問販売、空き巣など、近隣で発生する犯罪や交通事故、ごみの収集といった暮らしに直結する情報について回覧等でいち早くお知らせします。

また、各種講演会や施設のイベント、お知らせしたい国や横浜市の制度について正しい知識や情報を提供します。



あなたの街の自治会町内会は  
みんなの暮らしを守るための  
様々な活動に取り組んでいます

## 3 地域の安全を守るための活動をしています。

夜道の暗い場所に防犯灯を設置、振り込め詐欺防止の啓発 ほか

空き巣や車上狙い、ひったくりなどの犯罪の被害から地域の皆さんを守るため、寒い季節の火の用心を呼びかけるため、防犯・防火パトロールなどの実施に取り組んでいます。

また、最近大きな問題になっている振り込め詐欺への対策として、警察や区役所と協力しながら、高齢者世帯を中心に注意を呼びかけるなどの啓発に努めています。



## 4 楽しい行事やイベントを開催します。

季節の祭り、運動会、バーベキューなどのレクリエーション活動、敬老会や食事会を開催 など

地域の人々が交流し日頃からお互いの顔が見える関係づくりは、円滑な地域活動をすすめていく上で欠かせません。会員どうしが気軽に交流できるような機会を作っています。

また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などと協力して敬老会や食事会などを開き、高齢者が生き生きと暮らせる街づくりに取り組んでいます。



## 5 きれいな街をつくります。

公園の清掃や草取り、歩道の清掃や美化活動、ごみ集積場の掃除、ごみの分別や資源回収 ほか

地域の生活環境を良くして公園などの地域の施設を気持ちよく利用できるように自治会町内会が中心となっているいろいろな活動を行っています。

また、街の美化やごみの減量化に積極的に取り組んでいます。



令和8年4月20日

自治会町内会長 各位

## 自治会町内会長バッジの有料頒布について（ご案内）

平素から金沢区町内会連合会の活動に関しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、自治会町内会長バッジについて、次のとおりご案内いたします。

ご希望の方は、金沢区町内会連合会事務局で実費相当額をご負担いただいたうえでお渡しいたしますので、お申し出ください。

### 1 自治会町内会長バッジ

ご案内するバッジは横浜市統一のデザインです。

### 2 金額

- (1) 地区連合自治会町内会長バッジ  
3,800円



- (2) 単位自治会町内会長バッジ  
1,600円



### 3 申し込み方法

金沢区町内会連合会事務局において申し込みを受け付けます。

### 【問合せ先】

〒236-0028 横浜市金沢区洲崎町 1-18  
金沢区町内会連合会事務局  
電話 780-3432